

# 都市再生街区基本調査について

所管 国土交通省 土地水資源局 国土調査課  
2004.5 全国自治体へ通知した概要を転写 責・蓼沼

## 調査の概要

この調査は、人口が集中している市街地(人口集中地区:DID)を対象に3年程度かけて実施します。

調査内容：現況測量結果図と公図の重ね合わせ図を作成し、これをデータベース化するため、以下の4つの作業を行います。

### .街区の官民境界等に関する資料の収集と現地踏査

～街区の状況を把握します～

- ・道路台帳付属地図等に関する資料の収集とともに、既存の公共基準点の整備状況を把握します。
- ・これらの資料等をもとに現地踏査を行い、街区点とするべき位置等を確認します。

### .街区基準点整備・街区点測量

～現況測量結果図を作成します～

- ・4等三角点、公共基準点等を基準として、街区点を測量・整備します。
- ・街区基準点をもとに街区点を測量し、現況測量結果図を作成します。

### .公図の数値化

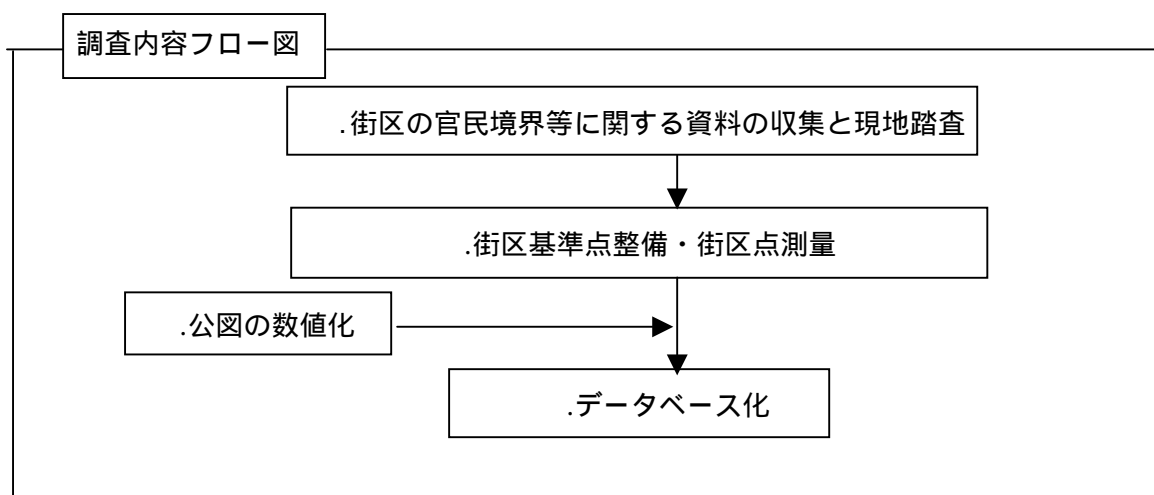
～登記所に備え付けの公図のうち紙ベース(アナログ)のものを数値化します～

- ・紙ベース(アナログ)の公図をスキャナー等で取り込み、デジタル処理が出来るようにします。

### .データベース化

～現況測量結果図と公図を重ね合わせ、データベースシステムを構築します～

- ・現況測量結果図と公図を重ね合わせ、両図の整合性を確認します。
- ・現況測量結果図、数値化された公図等をデータベースとするシステムを構築します。



DID：原則として人口密度が1K㎡当たり4,000人以上の基本単位区等が市町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

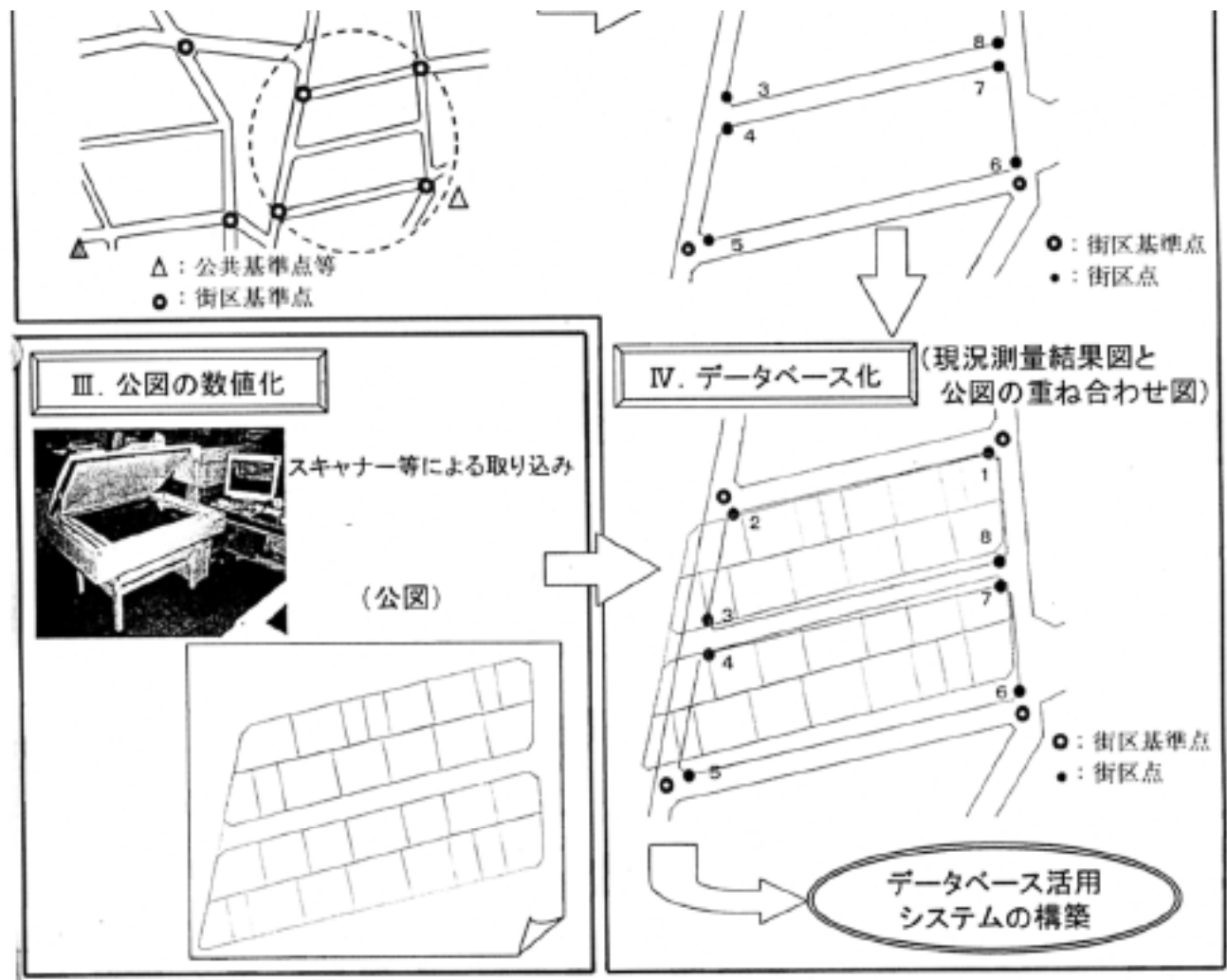
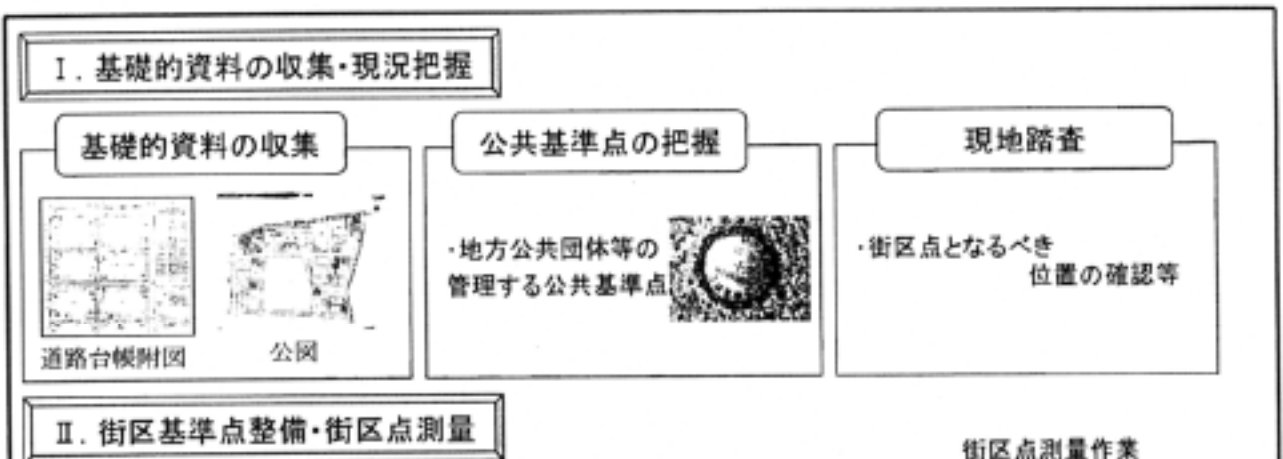
街区 道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された土地(本調査では一枚の公図に含まれる、角の点が原則4点以上とれる、道路等で囲まれた範囲となります。)

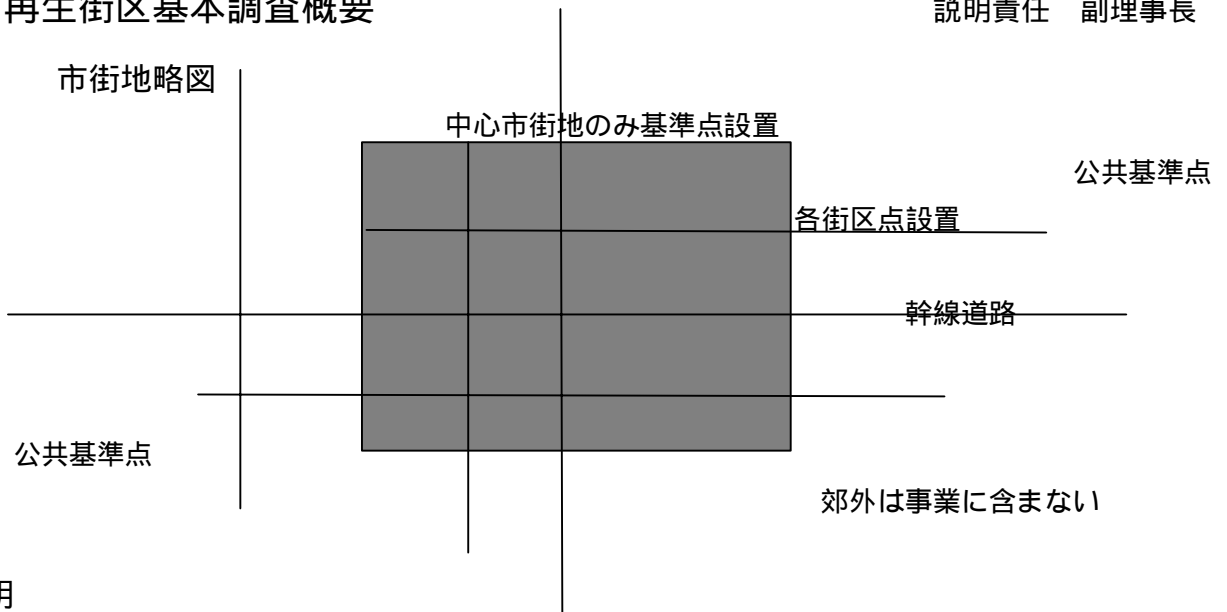
街区基準点 街区の各角の近傍に設置される点であって、街区点の座標の測量その他街区内の土地の測定の基準となるもの

街区点 街区の角の位置(当該過度の位置に隣接する点を一部含む)を示す点

現況測量結果図 道路台帳付属地図等をもとに作成した基図に、街区基準点、街区点の位置を示した図

# ◆都市再生街区基本調査の作業工程





説明

1.実施地区 全国で約 700 地区

- ・ 4,000 人 / 1K m<sup>2</sup>以上の人口集中地区を対象とする。郊外地は除かれる。

(政令市 13 市 682 特別区 23 町 1872 村 533 計 3123 自治体 内市区計 718)

2.時期と内容 (本年度開始)

- ・ 前期 3 年 街区基準点・街区点測量・道路付図合成・公図合成・地籍図・同調査素基図作成
- ・ 後期 7 年 地籍整備
- ・ 地籍データは GIS 対応。
- ・ 法務局と連携、成果は 17 条地図となる。

3.実施主務機関

- ・ 前 3 年 国土交通省直轄
- ・ 後 7 年 各自治体

4.実施団体

- ・ 前 3 年 大手測量業者 ?
- ・ 後 7 年 自治体発注受託業者

5.予算

- ・ 従前の調査予算 30 数億円
- ・ 本年度 約 100 億円の増

今後の課題等

1.都市部での地籍調査

- ・ 土地利用が進行し権利関係が細分化され境界の確定は高度の知識と経験を要する専門家を要しないか。
- ・ 協会に対応する能力の研鑽は未だ未熟である。(宇都宮での 17 条業務の経験以外無い)

2.今後の登記申請

- ・ 数値申請は目前であると認識する必要がある。
- ・ 事業実施済みの区域内においては基準点座標に基づく数値。

3.協会のみならず土地家屋調査士全員の基準点に関する認識について

- ・ 緊急に能力の研鑽に臨む必要がある。
- ・ 郊外地及び町村の基準点についての検討を進める必要がある。
- ・ 全国の先進地区の情報の取得と調査・研究は喫緊の課題である。